

「都心部地域活性化に係る事業実施業務」委託先公募に係る質問への回答

標記の件について、以下のとおりである。ただし、固有名詞については次のように記載している。

・都心部地域活性化に係る事業実施業務 委託仕様書…委託仕様書

質問1. 委託仕様書5（1）について、居酒屋等の客引き対策に係る関係商店街の連絡会議の想定している開催回数は。

回答1. 4回程度を想定しています。

質問2. 委託仕様書5（1）について、「京都市客引き行為対策懇談会」の開催予定回数は。

回答2. 4回開催する予定です（うち、第1回は8月1日に開催済）。

質問3. 委託仕様書5（3）について、不動産オーナーや不動産業者を対象とした研究会の想定している開催回数は。

回答3. 1～2回を想定していますが、提案によってはそれ以上開催することも可能と考えております。

質問4. 委託仕様書5（4）について、委託仕様書5（1）の結果が含まれていないが、それについては会議録・会議資料作成で良いのか。

回答4. 結果報告書の作成については、委託仕様書5（2）及び（3）についてで構いません。委託仕様書5（1）については、会議資料、会議録の作成のみ委託します。

質問5. 全ての会議・勉強会について、参加者への連絡等は京都市で行うのか。

回答5. 委託仕様書（1）及び（2）については、参加者への連絡は本市で行います。委託仕様書（3）については、参加者の掘り起こしから受託者に行っていただくため、参加者への連絡についても受託者に行っていただきます（ただし、場合によっては本市と分担して行うこともあり得ます。）。
なお、勉強会、研究会の開催にあたり、講師を依頼する場合の交渉・連絡については場合に応じて受託者または本市で行うことを想定しています。